

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により随意契約を することができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 岐阜県防災情報通信システムは、平常時あるいは災害発生時において、県と市町村、消防本部、その他防災関係機関等との間で、気象情報・被害情報等災害対応に必要な情報を共有するための岐阜県独自のシステムである。 令和7年5月に道の駅ななもり清見が防災道の駅に選定されたことに関連し、広域防災拠点に指定されるため、同システムの新しい拠点として早急に通信設備を整備し、大規模災害に備えることとなった。 本業務では、道の駅ななもり清見に、同システムの地上系及び移動系にかかる各種通信機器を設置するための工事設計、構造計算等を行う。 また、移動系無線の電波伝搬路計算及び電波影響調査、並びに統制局遠方監視制御装置のシステム改修調査等の特殊な業務を合わせて行う。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 現在運用している岐阜県防災情報通信システムの統制局各装置へ、道の駅ななもり清見に整備する各種端末装置を、地上系及び移動系のネットワークを介して確実に接続し動作させるには、同システムの全体構成における各機器の機能及び仕様までを熟知していなければ、統制局のシステム改修を要する装置の選別、改修内容の確定、各機器を接続するケーブルの種類、本数の特定などを設計することができず、整備工事完了時にシステムの正常な稼働が得られない。 当該システム全体整備工事の基本・実施設計及び整備工事監理業務はビーム計画設計（株）が実施しており、整備工事発注時のシステム仕様を設計しただけでなく、工事監理業務を遂行したことで施工業者による最新の設計情報を把握していることから、業務の簡略化が図れ、精度の高い確実な設計業務を速やかに行うことが可能である。 また、同社には、令和元年度に県が発注した同種業務の「岐阜県防災情報通信システム整備工事（飛騨・世界生活文化センター）詳細設計業務委託」を履行した実績がある。 このことから、確実な通信を確保するための設計業務を完遂できるのは、当該システム全体整備工事の設計及び工事監理を行っていたビーム計画設計（株）以外に存在しないことから、同社と随意契約を締結するものである。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。